

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第99号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第469号）

事件名：特定年度の愛知労働局の組織目標の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年9月22日付け愛労発総0922第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
法5条4号，6号イに該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年8月18日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月13日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、愛知労働局（以下「局」という。）職員の年次有給休暇の取得目標が分かる文書について行われたものであり、原処分庁は平成29年度の局組織目標を本件対象行政文書として特

定した。組織目標とは、局内の各施策について、達成すべき数値目標等を記載した行政文書である。

(2) 原処分における不開示部分について

対象行政文書の1頁目の「司法処分を含めた厳正な対応等」のうち、司法処理件数の数値目標を不開示としている。

(3) 本件対象行政文書の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分は、局における平成29年度に労働基準監督機関が行う司法処分の目標数値である。

労働基準監督機関（以下「監督機関」という。）の基本的使命は、労働基準法等労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、監督機関に対しては臨検監督を始めとして司法警察権限も付与されており、監督機関はこれらの権限を駆使しながら、使用者に対して法令違反を指摘するとともに、法令の趣旨を十分に理解させ、これを是正させることを任務としており、法令違反を是正しないような重大・悪質な事案については、司法警察権限を行使することにより、この履行確保に努めている。

このようにして監督機関が行った司法処分の事案については、同種犯罪の防止を図るという公益性を確保する目的から、原則として、事案を公表することとしており、当該公表した事案については、局ホームページ及び厚生労働省ホームページに原則として1年間掲載することとしているため、何人も局の司法処分の状況を確認することができる状況にある。

このような中で仮に本件対象文書の司法処分の目標数値を開示した場合、当該年度において、司法処分の上で公表した事案の件数と司法処分の数値目標を比較し、ある時期数値目標を達成している状況を把握した結果、監督機関から指導を受けた使用者が是正しなくとも司法処分が行われないと誤解し、違法状態を放置するなどのモラルハザードを誘発するおそれがあり、その結果、管内の遵法水準の低下、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、当該不開示部分が法5条4号に該当し、ひいては労働基準監督機関が行う事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがあることから、法5条6号のイの不開示情報にも該当するとした原処分は、妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

請求人は、審査請求書の中で、「法5条4号、5条6号のイに該当しない（原文ママ）」であると主張しているが、本件不開示情報該当性については、上記(3)で示したとおりであることから、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は結論において妥当であるため、これを維持し、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 平成31年3月7日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

「各職員の有給取得目標がわかる文書」の開示請求に対し、処分庁は、別紙に掲げる文書1及び文書2を特定し、文書1の一部を法5条4号及び6号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書（上記第3の3）において、おおむね以下のとおり説明する。

本件対象文書の不開示部分は、局における平成29年度に監督機関が行う司法処分の目標数値である。

監督機関には臨検監督を始めとして司法警察権限も付与されており、監督機関はこれらの権限を駆使しながら、使用者に対して法令違反を指摘するとともに、法令の趣旨を十分に理解させ、これを是正させることを任務としており、法令違反を是正しないような重大・悪質な事案については、司法警察権限を行使することにより、この履行確保に努めている。

このようにして監督機関が行った司法処分の事案については、原則として、公表することとしている。

仮に本件対象文書の司法処分の目標数値を開示した場合、当該年度において、司法処分の上で公表した事案の件数と司法処分の数値目標を比較し、ある時期数値目標を達成している状況を把握した結果、監督機関から指導を受けた使用者が是正しなくとも司法処分が行われないと誤解し、違法状態を放置するなどのモラルハザードを誘発するおそれがあり、その結果、管内の遵法水準の低下、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、当該不開示部分が法5条4号に該当し、ひいては監督機関が行う事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがある。

ることから、同条6号イの不開示情報にも該当するとした原処分は、妥当である。

- (2) 当審査会事務局職員をして、局のウェブサイトを確認させたところ、労働基準関係法令違反に係る事案について、送検年月日も含めて公表されていることが確認された。
- (3) また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分は、「監督権限を公正かつ適切に行使し、労働時間違反をはじめ、法違反を繰り返す事業所等には司法処分を含め厳正に対応する。」等の記載がある欄の中に記載されている具体的な司法処理件数の目標値であることが認められ、当該部分を公にすると、司法処分の上で公表した事案の件数と司法処分の数値目標を比較し、ある時期数値目標を達成している状況を把握した結果、監督機関から指導を受けた使用者が是正しなくとも司法処分が行われないと誤解し、違法状態を放置するなどの事態を誘発し、監督機関が行う事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがある旨の上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められない。
- (4) したがって、不開示部分は、法5条6号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

- (1) 処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、開示請求書と同一の文言を開示決定通知書に記載した上で、別紙に掲げる各文書を開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名として別紙に掲げる各文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。
- (2) 本件については、当審査会が諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項の規定に基づき、開示決定等に係る行政文書(以下「インカメラ文書」という。)の提示を求め、再三にわたり督促したにもかかわらず、当該求めから11か月以上経過してからインカメラ文書が提示された。

当審査会においては、諮問庁から提示されるインカメラ文書を見分した結果を踏まえて審議するものであり、インカメラ文書の提示の著しい遅滞は、当審査会の審議の遅延につながるものであるため、諮問庁においては、今後、迅速かつ適切に対応することが強く望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもな

く，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙

文書 1 愛知労働局の組織目標

文書 2 愛知労働局働き方・休み方改革【要約版】